◎児童買春、児童ポルノに係る行為等

の処罰及び児童の保護等に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二六年六月二五日法律第七九号) (衆)

一、提案理由(平成二六年六月五日・衆議院本会議)

○江崎鐵磨君

ただいま議題となりました法律案につきまし

本案は、昨四日、法務委員会において、全会一致をもって成本案は、昨四日、法務委員会において、全会一致をもって成立。 事業者による児童ポルノの所持すること等を一般的に禁止するととも 童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る 事業者による児童ポルノの所持等を 関する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児 関する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児 関する記別を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児 関する施策の推進及びインターネットの利用に係る する規定の整備等を行おうとするものであります。 本案は、昨四日、法務委員会において、全会一致をもって成 本案は、昨四日、法務委員会において、全会一致をもって成

定を整備しようとするものであります。

のであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願

い申し上げる次第であります。

参議院法務委員長報告(平成二六年六月一八日

す。 ○荒木清寛君 ただいま議題となりました法律案につきまし

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、

及びインターネットの利用に係る事業者の努力義務に関する規て、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進す目的での児童ボルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせこと等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満た児童ボルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持する

単純所持罪の構成要件の明確性、自己の性的好奇心を満たす目策、児童ポルノの所持を一般的に禁止した趣旨、児童ポルノの児童に対する性的搾取及び性的虐待を防止するために必要な施児童に対する性的搾取及び性的虐待を防止するために必要な施の趣旨説明を聴取した後、今回の改正の趣旨と国際社会の要請、委員会におきましては、衆議院法務委員長代理遠山清彦君よ

ない児童の描写物に係る対応、本法の用語としての児童ポルノポルノへの閲覧防止措置等の対応策、漫画、アニメ等の実在し的についての捜査及び立証の在り方、インターネット上の児童

して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられまし質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表という呼称の妥当性等について質疑が行われました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど

以上、御報告申し上げます。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

おり可決すべきものと決定いたしました。

○附帶決議(平成二六年六月一七日)

児童を性的搾取及び性的虐待から守るという法律の趣旨を

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮

をすべきである。

踏まえた運用を行うこと。
一、児童を性的拷取及び性的虐待から守るという法律の趣

濫用を防止する趣旨も含まれていることを十分に踏まえて対二 第七条第一項の罪の適用に当たっては、同項には捜査権の

応すること。

正する法律 - 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改三 第十六条の三に定める電気通信役務を提供する事業者に対

することのないよう、配慮すること。する捜査機関からの協力依頼については、当該事業者が萎縮

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。